

基礎学力判定試験（2015年期末）

【共通問題】

問1 平成24年10月1日に施行された障害者虐待防止法は虐待を防止するために市町村および都道府県に対する役割と責務を定めている。虐待が発見され通報を受けた市町村または都道府県は虐待の認定にあたりまず行うことをあげよ。

問2 障害者虐待防止法の施行後虐待が発見されたいくつかの事件で共通する法の抜け穴ともいえるべき問題点がある。そのうち2つあげよ。

問3 下記事例を読み該当するものに○をつけその理由も述べよ。

【事例】

スポーツジムでボディ・エクササイズを行うため窓口で入会申し込みをしようとしたところ、聴覚に障害がある人は十分にサービスが受けられないと伝えられた。

- ①直接差別
- ②間接差別（例：建物自体の利用は可能だが建物内のトイレなどは他の者と等しい利用を求める）
- ③関連差別（例：電動車いすの設置ができないため飛行機への搭乗ができない）
- ④合理的配慮の欠如
- ⑤法律に該当しないが差別
- ⑥今後施策で対応すべき事例
- ⑦差別ではない

問4 障害者差別解消法では行政機関および民間事業者に対し法律を推進するための取り組みを課しているが、不当な差別的取扱いや合理的配慮について具体的な場面や状況に応じて客観的に判断する必要がある。その客観的な二つの基準について答えよ。

問5 自立生活センターアークスペクトラムの理念の3つ目の柱では「どんなことがあっても抑圧する側に立たない」と謳っているが社会にある名付けられた抑圧（差別）を挙げたうえでどのようなものか説明せよ。

問6 介助者の自主性について空白の箇所を埋めよ。その空白に当てはまる語句が指すものは何かについて答えよ。

（ ）は明確でその行動を人に言われなくて率先して自らやること

問7 当団体におけるキャリアには核心となる意識と行動が定められており、それぞれのキャリアに抑えるところと伸ばすところを設けている。自らのキャリアを踏まえて抑えるところ伸ばすところを記入せよ。※コーディネーターは「コーディネーターの役割と役職の意義」を述べよ。

問8 下記の「腰痛とは何か」について説明をした文の空欄に語句を記入し、あわせて腰痛の発
生要因とその例を挙げること

腰痛とは（ ）ではなく、腰部を主とした（ ）や（ ）などの（ ）といった症状の総称であ
る。一般に（ ）を伴う場合も含む。

基礎学力判定試験（2015年期末）

【キャリア問題】

問9 以下の空欄に適切な語句を埋めよ。

介助派遣事業所から利用者への支援の進捗状況の確認は、全体の支援体制のなかで行うことが適切である。当団体における支援体制ではジェネラルマネージャー・コーディネーター・介助者間での情報伝達は以下のように行われる。

1.ジェネラルマネージャからの (①) →コーディネータからの (①) →介助者

2.介助者からの (②) →コーディネータからの (②) →ジェネラルマネージャー

問10 以下の①②③のなかで正しいものには○を誤っているものには×をつけよ。

①支援方針は決定事項として現場の介助者に伝えられるものであり、一度決まったものが変更されることはない。

②支援体制における介助者の役割は一様ではなく、各成長ステージに合わせて求められる役割は異なる。

③介助現場でのさまざまにある疑問・悩み・課題などについて、介助者と利用者との間で直接相談し解決することが適当である。

基礎学力判定試験（2015年期末）

【キャリア問題】

問9 あなたが今後研修をおこなう際コーチング理論を活かした研修受講者との関わり方を述べよ。

問10 過去の研修等を振り返りいま改めて自分自身に必要とされているものは何かを述べよ。

【キャリア問題】

問9 以下の①～⑤の空欄に当てはまる語句を下の解答欄へいれよ。

まず利用者・介助者それぞれの味方として話を聞けることが大事です。また実際の介助の現場に立ち会えないコーディネーターは、介助者と利用者の関係（声無き声や押さえられている声、無意識な世界）を〔 ① 〕することも必要です。たとえば介助中にトラブルがないからうまくいっているという〔 ② 〕や、自分のペースに相手が〔 ③ 〕しているケース。利用者においては「〔 ④ 〕」から逃げられないという事実。コーディネーターは問題を顕在化し、〔 ⑤ 〕する役目も担っているのです。

問10 以下の①～⑤の空欄に当てはまる語句を下の解答欄へいれよ。

利用者・介助者にとって〔 ① 〕だけのコーディネーターでは単なる便利屋です。一時は感謝されても、やがては利用者には甘えが生まれ、介助者は仕事の意識が薄れていくものです。私たちは「コーディネーター」という肩書きを持つプロです。利用者・介助者双方に率直に話せるのはコーディネーターだけです。〔 ② 〕の感情と〔 ③ 〕の感情をいっしょにせず、しかし〔 ④ 〕として積極的に〔 ⑤ 〕との解決策を練るという姿勢が両者の信頼を得ることにつながります。

【キャリア問題】

問9 平成17年に施行された発達障害者支援法では（1）早期発見（2）発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務（3）発達障害者の自立及び社会参加に資することを旨すが、（1）（2）（3）それぞれに弊害と問題点も指摘されている。どのようなものかについて論ぜよ。

（1）1歳6ヶ月検診・3歳児検診・就学時検診の際に定型的な発達の有無をはかり、定型的な発達でない場合療育という視点で治療・訓練をくわえ障害を矯正すること。生育期に常に変動する身体や心身の状態を正しく捉えきれないうえに「発達障害」というラベリングをするだけという問題もある

（2）学校、職場、地域社会などの生活環境を含めた総合的な支援ではなく、（犯罪を犯しそうな人の）予防の観点から行政が連携することで支援という名の監視・管理体制が築かれる

（3）地域生活への適応のために必要な訓練を受ける機会を確保して、障害者個人を社会に適応させるという発想があり福祉サービス・障害基礎年金などのサービス対象外になっている

問10 発達障害者支援法第四章の補則第二十三条において、専門的知識を有するうえで専門性を高める研修等して発達障害をよりよく理解することが求められているが、（当団体における研修での）発達障害を理解するうえで注意しておくべき点を三つあげよ。